

公平委員会

1 公平委員会の設置

委員会の審査を通じて職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関として公平委員会を設置する。

(1) 根拠規定

- ア 地方自治法第180条の5第1項
- イ 地方公務員法第7条第2項
- ウ 佐賀市公平委員会設置条例

(2) 設置年月日

平成19年4月1日

2 公平委員会の委員

委員は非常勤であり、議会の同意を得て、長が選任する。

委員数：3人 任期：4年（地方公務員法第9条の2）

職名	氏名	就任日	任期満了日
委員長	園野克己	平成21年4月1日	平成25年3月31日
委員	溝上雅章	平成19年4月1日	平成23年3月31日
委員	大村雄三	平成19年4月1日	平成22年3月31日

3 公平委員会の事務

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求についての審査、判定及び必要な措置をとること。
- (2) 職員に対する不利益処分の不服申し立てに対する裁決または決定をすること。
- (3) 管理職員等の範囲を規則で定めること。
- (4) 職員団体の登録等に関する事務を処理すること。
- (5) 職員の苦情処理に関する事務を処理すること。
- (6) その他、法律で定める権限に属する事務を処理すること。

4 公平委員会の事務処理状況

年度	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に対する不服申立て	職員団体登録等
平成21年度	0件	0件	2件